

令和7年4月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年4月25日（金曜日）10時～10時50分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-3号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-4号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-6号）

日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1-2号）

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1-1号）

報告第3号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書（受付番号第1-5号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小嶋 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

議事録

○議長 皆さんおはようございます。ただ今の出席委員は農業委員11名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年4月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、5番高橋委員、6番溝上委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。賃借人は左底郷〇〇、〇〇、賃貸人は長崎市三川町〇〇、〇〇さん、農地は子々川郷〇〇外1筆、地目は田、地積合計は2966㎡、市街化調整区域内の第2農地です。こちらは、以前の総会の際、借手がいなか相談させていただいていたところですが、今回、農地法3条による貸借を行うこととなりました。賃貸借権の設定で設定期間は3年です。申請理由は、賃借人は経営面積の拡大、賃貸人は経営面積の縮小です。農作業常時従事者は3名、借入後の賃借人経営面積は10,152㎡です。2ページ以降は許可申請書です。4ページの「(1) 作付予定作物」は果樹・野菜、キャベツ・大根・サツマイモ、梅・ブルーベリーです。「(3) 農作業従事者数」は世帯員・常時雇用が2名、臨時雇用が4名です。6ページの「6周辺地域との関係」は近隣の農業者と同じ栽培方法で行うため特に影響はありません。「7地域との役割分担の状況」は周辺農業者と協力し、施設の維持管理、獣害被害対策等に努めるとのことです。7ページですが、〇〇さんが年12カ月、耕作に従事する予定です。9ページは、「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」です。今年度から農地の権利移動の際、譲受人や借手の農地法等関係法令の遵守状況を確認することとなっています。〇〇は関係法令の違反はありません。11ページは位置図です。農地は〇〇の南側、〇〇付近の農地です。

12ページは現況写真です。〇〇さんの農地2筆の4分の3を〇〇が借りることとなっています。13ページは契約書の写しです。「3契約の解除」では賃借人が農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸人が契約を解除できる、解除条件付きの契約となっています。また、14ページの「9目的物の返還及び立毛補償」の(1)では契約終了時は原状回復を行うか、その費用を支払うことを記載しています。議案第1号の説明は以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○11番 〇〇はどういう会社なのか。

○事務局 資料の17ページに会社概要をつけていますが、農産物の生産・加工・管理・販売を行っています。

○議長 ほかに質問はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することといたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第2号について説明いたします。18ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。賃借人は長崎市畝刈町〇〇、〇〇さん、賃貸人は長崎市三川町〇〇、〇〇さん、農地は子々川郷字中山〇〇外1筆、地目は田、地積合計は989㎡、市街化調整区域内の第2農地です。こちらは先ほどの議案第1号の関連で〇〇さんの農地2筆の4分の3を〇〇が借り、4分の1を〇〇さんが借りることとなっています。賃貸借権の設定で設定期間は3年、申請理由は、賃借人は経営面積の拡大、賃貸人は経営面積の縮小です。農作業常時従事者は3名、借入後の賃借人経営面積は7,213㎡です。19ページ以降は許可申請書です。21ページの「(1)作付け予定作物」は野菜、レタス・ほうれん草、梨です。「(3)農作業従事者数」ですが、世帯員・常時雇用は本人を除き2名です。22ページの「4世帯員等の農作業従事状況」としましては、〇〇さんと父の〇〇さん、母の〇〇さんが年間250日ずつ農作業を

行います。23ページの「6周辺地域との関係」は近隣の農業者と同じ栽培方法で行うため特に影響はありません。「7地域との役割分担の状況」は周辺農業者と協力し、施設の維持管理、獣害被害対策等に努めるとのことです。26ページの「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。28、29ページは位置図と現況写真、30ページは契約書の写しですが、議案第1号と同じです。議案第2号の説明は以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○10番 今回の農地の貸借は4分の3と4分の1を2人が借りるということで、トラブルが生じることも考えられるが、知り合いなのかどうなのか。

○事務局 農地所有者の〇〇さんに〇〇さんから借りたいとの話があり、〇〇さんが〇〇にも紹介し、2人で借りることになったと聞いています。どちらかが早く貸借をやめることも考えられるため、面積で分割し、別契約としています。

○1番 今回の件について直接聞いてはいませんが、〇〇さんの父親の〇〇さんは農協の組合員で、今回の農地のそばで家族で熱心に農業をされており、問題はないと思います。

○議長 ほかに質問はありませんか。ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することといたします。日程第4、議案第3号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。34ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は左底郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は左底郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷字宮園〇〇、地目は畑、地積は748㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由ですが、譲渡人は農業を行わないため、譲受人は規模拡大です。農作業従事者は6名で従事日数は6名合計で930日、借入後の譲受人経営面積は23,753㎡です。35ページ以降は許可申請書です。37ページ

の「(1) 作付け予定作物」は野菜、柑橘・びわです。「(3) 農作業従事者数」の②世帯員・常時雇用は本人以外の5名、③臨時雇用は2名です。38ページの「4 農作業への従事状況」は譲受人夫婦とその親夫婦、子ども2人の6名であわせて年間930日農業に従事します。39ページの「6 周辺地域との関係」は隣接する自己農地ならびに周辺農家と同様の栽培方法で行うため周辺農地に影響はありません。「7 地域との役割分担の状況」は農業の維持発展のため、共有施設の維持管理や獣害被害対策について周辺農家と協力するとのこと。42ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。43ページは位置図です。〇〇の南側付近の農地です。44ページは現況写真、45ページは売買契約書の写しです。売買金額は20万円です。議案第3号の説明は以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第3号は許可することといたします。日程第5、報告が4件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、47ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域農地の転用です。届出人は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷字中通〇〇、地目は田、地積は247㎡、市街化区域内の第3種農地です。届出人は貸駐車場用地として使用すべく届出を行うものです。48ページは届出書です。「3 転用計画」ですが、工事着工時期は受理通知後、工事完了時期は着工後30日以内で駐車台数は9台です。「4 被害防除施設の概要」は周囲に農地がないため、問題はありません。49ページは位置図です。申請地は〇〇の西側付近の農地です。50ページは利用計画図、51ページは現況写真です。

次に報告第2号ですが、52ページをご覧ください。農地法第5条の規定に

よる届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は長崎市古町〇〇、〇〇代表取締役〇〇さん、譲渡人は左底郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷字平原〇〇、地目は畑、地積は154㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は駐車場用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。53ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、工事着工は受理通知あり次第、工事完了時期は着工後1カ月です。「5被害防除施設の概要」としましては、排水は公共下水道へ接続し、日照は周囲が宅地化されており、近隣農地へ悪影響を及ぼすおそれはありません。54、55ページは位置図です。申請地は〇〇の北側付近の農地です。56ページは現況写真、57ページは〇〇の会社情報です。

次に報告第3号ですが、59ページをご覧ください。農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書です。届出人は浜田郷〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷字平原〇〇、地目は田、地積は677㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。届出人の〇〇さんは、令和7年1月に農業用施設届出を提出していましたが、申請地が湿気が多かったため、今回の申請地に変更し、再度、届出を行うものです。工期は令和7年4月25日から7月末まで、倉庫の面積は122㎡です。200㎡未満の農業用施設につきましては農地転用許可不要案件となっていますので届出の提出となっています。60ページは届出書です。61ページは位置図です。農地は〇〇の南西側付近です。62ページは現況写真、63ページは倉庫の配置図です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項について、ご質問はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は5月26日（月）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。